

2020 年 9 月
No.20-127a(全)

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2020 年 7 月 22 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0722 第 1 号」(2020 年 7 月 22 日より適用)および 2020 年 7 月 31 日付「保医発 0731 第 1 号」(2020 年 8 月 1 日より適用)にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2020 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)が改正されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

■「検査実施料」の新規収載（2020年7月22日より適用）

●実施料が新規収載された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料*	判断区分 判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査					
14	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)	マイクロアレイ法(定性)	1,800 または 1,350	微生物 150	* 1

[注]

* 1: COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法(定性)により、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニーモウイルス、アデノウイルス、RS ウィルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌及び SARS-CoV-2 の核酸検出(以下「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 SARS-CoV-2 を含む。」)という。)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数 3 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(2020 年 6 月 25 日健感発 0625 第 5 号)の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2 を含む。)を実施した場合、本区分の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出、(23)ウに規定する検査及び SARS-CoV-2 核酸検出については、別に算定できない。

※: 実施料は以下を算定できる。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、

[D023]微生物核酸同定・定量検査「12」SARS コロナウイルス核酸検出(450 点)4 回分 1,800 点

それ以外の場合は、

[D023]微生物核酸同定・定量検査「12」SARS コロナウイルス核酸検出(450 点)3 回分 1,350 点

■「検査実施料」の新規収載（2020年8月1日より適用）

●実施料が新規収載された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料※	判断区分 判断料	注
D004-2 悪性腫瘍組織検査					
1	RAS遺伝子検査(血漿)	高感度デジタルPCR法と フローサイトメトリー法	7,500	遺伝子・染色体 100	* 2

[注]

* 2: RAS 遺伝子検査(血漿)は、「1」の「口」処理が複雑なものと、「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。

- ア 本検査は、大腸癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高感度デジタル PCR 法とフローサイトメトリー法を組み合わせた方法により行った場合に、患者 1 人につき、1 回に限り算定できる。ただし、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。なお、本検査の実施は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なもののうち、(2)のイに規定する大腸癌における RAS 遺伝子検査又は(3)のカに規定する大腸癌における K-ras 遺伝子検査を行うことが困難な場合に限る。
- イ 本検査を実施した場合は、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載する。
- ウ 本検査と、大腸癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なもののうち、(2)のイに規定する大腸癌における RAS 遺伝子検査又は(3)のカに規定する大腸癌における K-ras 遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

※: 以下を合算して算定できる。

[D004-2] 悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査 「口」処理が複雑なもの	5,000 点
[D004-2] 悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査 「イ」処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定補助等に用いるもの	2,500 点
	計 7,500 点

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料※	判断区分 判断料	注
D006-4 遺伝学的検査					
3	抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体	ELISA法	12,850	遺伝子・染色体 100	* 3

[注]下線部が追加変更されました。

* 3: 脊髄性筋萎縮症におけるオナセムノゲン アベパルボベクの適応を判定するための補助を目的として、ELISA 法により抗アデノ随伴ウイルス 9 型(AAV9)抗体の測定を実施する場合は、「3」処理が極めて複雑なもの所定点数と区分番号「D014」自己抗体検査「45」抗 HLA 抗体(抗体特異性同定検査)を合算した点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針に示されている施設基準を満たす保険医療機関において、原則として 2 歳未満の患者 1 人につき 1 回、算定する。ただし、2 回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

※: 以下を合算して算定できる。

[D006-4] 遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの	8,000 点
[D014] 自己抗体検査「45」抗 HLA 抗体(抗体特異性同定検査)	4,850 点
	計 12,850 点

■「検査実施料」の新規収載（2020年8月1日より適用）

●実施料が新規収載された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査					
14	サイトメガロウイルス核酸定量	リアルタイムPCR法	450	微生物 150	* 4

[注]

* 4: サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又は HIV 感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリアルタイム PCR 法によりサイトメガロウイルス DNA を測定した場合に、本区分の「14」単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量の所定点数を準用して算定する。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、本検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。